

# 事業所から出る リサイクル可能な古紙は 尼崎市立クリーンセンターに 搬入できません



## リサイクル可能な古紙

尼崎市内の事業所から出る焼却ごみの約15%を「リサイクル可能な古紙」が占めており、リサイクル可能な古紙の多くが焼却されている状況にあります。(令和元年度の組成分析より)  
事業活動では、段ボールやコピー用紙など、リサイクル可能な古紙が多量に発生しますが、分別し、リサイクルにご協力ください。

- ・新聞
- ・事務用紙
- ・チラシ
- ・雑紙類
- ・段ボール
- ・シュレッダー紙
- ・カタログ、雑誌
- 封筒、はがき、空き箱、紙袋、伝票、メモ用紙、紙製緩衝材、ロール芯など

※ 取扱品目は、各リサイクル事業者にお問合せください。  
※ 機密書類(個人情報など、機密性の高い書類)も安全にリサイクルできる事業者もありますので、各リサイクル事業者にご相談ください。

## × 禁忌品(リサイクルできない異物)を混ぜないでください

紙の原料にならない異物(禁忌品)が混ざっていると、品質の低下や機械の故障など、リサイクル工場において紙を再生する妨げになりますので、古紙に混ぜないよう気をつけてください。

### 一般的な禁忌品の例

※何が禁忌品になるかは、リサイクル事業者によって一部異なりますので、各リサイクル事業者にお問合せください。

- #### ■紙類
- ・防水加工紙(紙コップ、紙皿等)
  - ・合成紙(防水加工されたもの)
  - ・感熱紙(FAX用紙、レシート等)
  - ・カーボン紙(複写伝票等)
  - ・ビニール補強された紙袋
  - ・臭いのついた紙(石けんや洗剤の箱等)
  - ・ティッシュ、ウエットティッシュ
  - ・金箔、銀箔が箔押しされた紙
  - ・アイロンプリント紙
  - ・写真、写真用紙
  - ・パウチやビニールコーティングされた紙
  - ・タバコの空き箱
  - ・汚れた段ボール、紙類
  - ・シール、シール台紙

- #### ■紙類以外
- ・ガムテープ、ビニールテープ類
  - ・クリップ類
  - ・輪ゴム、綴じ紐
  - ・セロファン、フィルム
  - ・布製品(布表紙など)
  - ・ファイルの金具
  - ・クリアファイル
  - ・プラスチック製のファイル
  - ・CDやDVD
  - ・ワッペン類

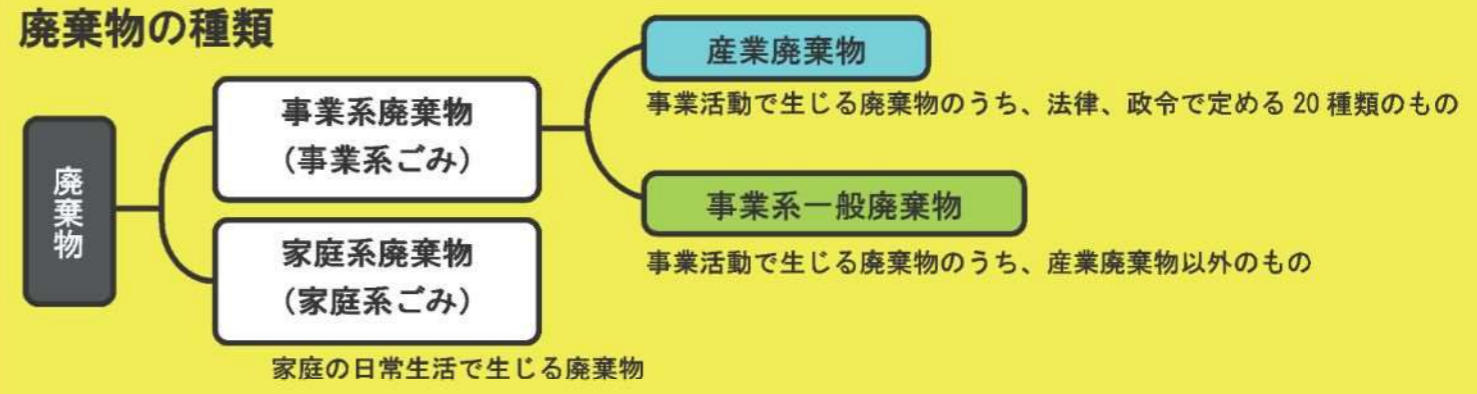
## 事業者のみなさまへ

# 事業系ごみの正しい処理と 減量・リサイクルにご協力ください

お店や事業所などの事業活動から出る廃棄物は、自らの責任で適正に処理しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条  
(事業者の責務)  
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。  
⇒ **市の家庭系ごみ収集には出せません!**

## 廃棄物の種類



## 事業系廃棄物とは

お店や事務所などの事業活動で出る廃棄物を「事業系廃棄物」と言います。事業活動には、お店・事務所・会社・工場などの営利を目的とするものだけでなく、病院・社会福祉施設・学校・官公署などの公共サービスも含まれます。  
事業系廃棄物は、事業者自ら適正に処理しなければならず、**少量であっても、また、家庭ごみと見分けがつかないものであっても市の家庭系ごみ収集には出せません。**(2~3ページの処理方法を参照してください。)  
店舗兼住居の場合、店舗部分から出る廃棄物は事業系ごみ、住居部分から出る廃棄物は家庭系ごみとして分別・排出してください。店舗部分から出る廃棄物を市の家庭系ごみ収集に出さないでください。

## 尼崎市事業系一般廃棄物の現状

尼崎市では、持続可能な循環型社会を構築するため、令和2年度までに1年間の事業系ごみの排出量を52,672トンにまで減らすことを目標としています。  
令和元年度の事業系ごみの量は51,133トンで、平成22年度に設定した令和2年度の目標を達成しておりますが、事業者の皆さまにおかれましては更なるごみ減量・リサイクルにご協力をお願いします。

